

全タク連発第72号
令和5年8月2日

協会長各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋 一朗

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う通達改正について

標記について、今般、国土交通省から全タク連に対し、下記のとおり通達を改正した旨の通知がありましたので、了知されるとともに傘下会員に対し周知をお願いいたします。

なお、本件各通達については、データ量が膨大となるため、メール送信とともに下記の全タク連ホームページに掲載いたしますので、適宜ご活用願下さい。

記

○全タク連 HP 通達掲載ページ

<http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&c=3898&a=13>

○送付通達等

1. 「自家用有償旅客運送の監査方針の細部取扱いについて」の一部改正について
令和5年8月1日付け 国自安第51号の2
国自旅第121号の2
国自整第78号の2
2. 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について
令和5年8月1日付け 国自安第52号の2
国自旅第122号の2
国自整第79号の2
3. 「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針」等の一部改正について
令和5年8月1日付け 国自旅第123号の2
(本通達における全タク連への通知内容は以下の5つ)
 - ・一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて
 - ・訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。）が遵守すべき運行管理業務について
 - ・交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について
 - ・福祉有償運送の登録に関する処理方針について
 - ・自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について
4. 道路運送法施行規則等の一部を改正する省令について（参考資料）